

# 尚美学園大学総合政策学部研究紀要投稿ガイドライン

2024年6月4日改訂

2019年11月26日制定

尚美学園大学メディア・紀要委員会

## 1. 投稿資格

単著、共著にかかわらず、論文の著者は総合政策学部の専任教員および総合政策学科専門科目を担当する非常勤講師であること。ただし、メディア・紀要委員会の審議を経て決定された者に関してはこの限りではない。なお、本学の大学院生は、指導教員との共著においてのみ投稿することができる。

## 2. 投稿条件

- ・ 投稿原稿は主に政策課題ならびに本学総合政策学部に関連する内容であること。ただし、メディア・紀要委員会の審議を経て決定されたものに関してはこの限りではない。
- ・ 論文および研究ノートは未発表のもので、かつ内容がオリジナルなものであること（ただし、学会や研究会などの発表はこれに含まれない）。
- ・ 文章、図版、画像、データなど投稿原稿を構成する全ての要素が、第三者の著作権・意匠権などの知的財産権を侵害していないこと。
- ・ 文献引用など著者オリジナルでない部分は、投稿原稿の30%を超えないこと。
- ・ 投稿原稿は、例外なくリポジトリで公開される。

## 3. 投稿原稿の種類

投稿原稿の種類は、論文、研究ノート、翻訳、書評、資料紹介、報告とする。

### (1) 論文

- ・ 論文は有用性のある独創的な内容を有し、研究の手続きに厳密性があり、議論で実証や反証、事例提示ができていること。
- ・ 国内外の先行研究が十分に検討されていること。
- ・ 量的研究を行った場合には統計的検定を行うことが望ましい。
- ・ フィールドワーク・参与観察・実験などを実施した場合は、写真、録音、録画、実験結果の記録などが適正に保管・管理されていること。
- ・ 20,000文字（英文7,500語）程度であり、本文、参考文献、図版などを含みページ数はこの文字数に合わせること。

### (2) 研究ノート

- ・ 研究ノートは、提示された知見に新鮮さがある、内容が公刊に値する資料的価値がある、問題提起として価値がある、事実発見として公刊の価値がある、の何れかの条件を満たしていること。
- ・ 量的研究を行った場合には統計的検定を行うことが望ましい。
- ・ フィールドワーク・参与観察・実験などを実施した場合は、写真、録音、録画、実験結果のなど記録が適正に保管・管理されていること。
- ・ 10,000文字（英文4,000語）程度であり、タイトル、要旨、キーワード、本文、図版、脚注、参考文献などを含みページ数はこの文字数に合わせること。

### (3) 翻訳

- ・ 過去に著者および第三者により翻訳されたことのない、外国語で記述された学術論文または学術書の翻訳であること。
- ・ 20,000文字（英文7,500語）程度であり、本文、図版、参考文献などを含みページ数はこの文字数に合わせること。

#### (4) 書評、資料紹介、報告

- ・書評、資料紹介、報告は、内容に学術的価値があり、客観的な観点から書かれていること。
- ・6,000文字（英文2,400語）程度であり、本文、図版、参考文献などを含み6～10ページであること。

#### 4. 投稿原稿の提出方法

- ・Wordファイル(.docx)およびpdfファイルの両方（図表がある場合は図表のExcel(.xlsx)ファイルおよびpdfファイル）を、メールに添付して提出すること。
- ・日本語原稿は、本文と図表を原則としてWordとExcelで作成すること。本文の字詰めはA4フォーマットで40字詰め40行を基本とする。
- ・日本語あるいは英語で作成すること

#### 5. 体裁

- ・体裁は、原則として以下による。

序論（はじめに etc）

1.

1. 1.

1. 1. 1.

2.

2. 1.（以下略）

結論（むすび etc）

引用・参考文献

- ・先頭（序論の前）下記の事項を記載すること。

- (1) 邦文表題（副題を含む）
- (2) 氏名（姓,名の順）（邦文）
- (3) 英文表題（副題を含む）（キャピタライゼーションルールに基づき、文頭の単語及び冠詞・接続詞・前置詞以外の単語の頭文字を大文字にする）
- (4) 氏名（姓,名の順）（英文）（姓は大文字、名はキャピタライゼーションルールに基づく）
- (5) 要旨（邦文、500字程度）
- (6) Abstract（英文200語程度）
- (7) キーワード—4～5語（日本語および英語）—を付与すること。

- ・本文中の参考文献の記載方法は、原則として著者が所属する学会等の表示方法を認める。ただし、提出原稿（論文、研究ノート、翻訳等）内の表示方法において一貫性があることを条件とする。以下は参考までに、表示例を示す。

例) □□□□□□ (山田 2010)

例) □□□□□□ (山田 2010, p.12)

例) □□□□□□ (山田 2010; 佐藤ほか 2020, p.12)

例) □□□□□□ (Black et al. 2010, pp.1-2)

- ・参考文献は、文末にまとめて記載する。原則として著者が所属する学会等の表示方法を認める。ただし、提出原稿（論文、研究ノート、翻訳等）内の参考文献の表示方法に一貫性があること、また、記載された文献から当該文献の参照が可能であることを条件とする。以下の表示例は参考として示す。

(1) 書籍の場合、著者名、発行年、タイトル、出版社。

<記載例>

鶴原吉郎 (2018) 『EVと自動運転』岩波書店。

(2) 雑誌の場合、著者名、発行年、記事名、雑誌名、巻・号、掲載ページ、出版社。

(doiがあれば記載)

<記載例>

武智幸徳 (2006) 「ないものはつくる」『週刊サッカーマガジン』2006年9月5日号, 29頁, ベースボールマガジン社。

Amy Maxmen (2018) *Self-driving car dilemmas reveal that moral choices are not universal*, *Nature*, 562, 469-475. doi: <https://doi.org/10.1038/d41586-018-07135-0>.

(3) 翻訳文献の場合、著者名/翻訳者名、発行年、タイトル、掲載書籍、掲載ページ。

(4) 新聞記事の場合、記事タイトル、新聞名、発行年月日 朝夕刊 版※地域版の場合 掲載面。

(5) web ページの場合、作成者名、web ページのタイトル、URL、アクセス年月日。

## 6. 著作権

- ・掲載された論文等の著作権は著者に帰属する。本紀要に投稿された論文等が、第三者の権利等を侵害した場合、当該論文等の著者が一切の責任を負うものとする。
- ・本紀要に掲載された論文（研究ノート、翻訳、書評、資料紹介、報告を含む）を、他に転載する場合には本紀要に掲載されている旨を明記しなくてはならない。

## 7. 提出先

尚美学園大学 総合政策学部メディア・紀要委員会 ([policy-bulletin@s.shobi-u.ac.jp](mailto:policy-bulletin@s.shobi-u.ac.jp))

## 8. 査読

- ・投稿された原稿内容に関する査読は行わない。一方、投稿原稿が本ガイドラインを逸脱している場合、編集委員は掲載の再検討や原稿修正を依頼することができる。原稿修正依頼は二度までとし、それを超える場合は掲載の再検討を依頼する場合がある。
- ・参考文献については、編集委員が修正を行う場合がある。

## 9. 校正

- ・受理された投稿原稿の著者による校正は原則二校までとし、入校原稿全体の10%を超える修正は認められない。

## 10. その他

- (1) 投稿時に提出する論文等は、投稿の時点において「9. 校正」で示された条件を満たす最終原稿でなければならない。
- (2) 提出後の論文の取り下げは認めない。
- (3) 投稿論文は、その採否にかかわらず返却しない。
- (4) 発表された紀要論文は特段の事情がある場合を除き、電子化およびインターネットによる公開を許諾するものとする。
- (5) 論文の掲載順は、投稿原稿の種類ごとに、ファミリーネームのアルファベット順とする。
- (6) 著者に対しては、紀要として製本した以外の印刷媒体（抜き刷り等）での提供は行なわない。
- (7) 投稿原稿の校正等にあたっては、著者に対し、印刷所への連絡をお願いすることがある。なお、その場合においては、校正の方法は印刷所の指定に従うものとする。